

第17期 第18回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年1月25日(火) 午後1時30分～午後1時56分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長:

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

1番 瀬長 澄子 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区:

西部地区:

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 4番 當間 康由 委員

7 付議すべき案件

報告第 105 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 106 号 一時転用承認に係る工事の復元完了報告について

報告第 107 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 52 号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて

議案第 53 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 54 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 55 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 17 号 農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

職務代理者	<p>皆さん、こんにちは。定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第18回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時30分) 開会</p>
職務代理者	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日1日限りといたします。 本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第4番委員の當間康由委員の2名、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第105号について事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の2ページをお開きください。 報告第105号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>
職務代理者	<p>ただいまの報告第105号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 特に質疑がないようですので、進行します。 続きまして報告第106号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の4ページをお開きください。 報告第106号「一時転用承認に係る工事の復元完了報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>
職務代理者	<p>ただいまの報告第106号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 特に質疑がないようですので、進行します。 続いて報告第107号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案書の6ページをお開きください。

報告第107号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、2件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

職務代理者

ただいまの報告第107号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に議案審議に入ります。議案第52号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の8ページをお開きください。

議案第52号「農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」、3件ございました。願出の内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、願出案件についてご説明します。

整理番号1番につきまして、17ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字与根78番15、78番18、78番21及び78番24。転用目的は駐車場。当該願出地は農地法第5条第2項各号に該当しないことから、買受適格証明相当だと考えられます。

整理番号2番につきまして、21ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字与根78番15、78番18、78番21、78番24。転用目的は資材置場。当該願出地は農地法第5条第2項各号に該当しないことから、買受適格証明相当だと考えられます。

続いて整理番号3番につきまして、25ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字与根78番15、78番18、78番21及び78番24。転用目的は駐車場。当該願出地は農地法第5条第2項各号に該当しないことから、買受適格証明相当だと考えられます。

続いて、現地の状況をご報告いたします。

当該願出地は、過去に農地転用許可を受け、駐車場兼資材置場として利用されておりました。現況地目は雑種地ですが、転用許可条件の利用状況報告が不履行であるため、転用が完了されておらず、買受を希望する者は買受適格証明書が必要な状況となっております。

議案52号について、説明は以上です。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第52号は1件ずつ審議します。

それでは、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格として沖縄県知事へ進達してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

職務代理者

また、当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人または次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については買受適格として沖縄県知事へ進達すること並びに当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人または次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することに決定しました。続きまして、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格として沖縄県知事へ進達してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

職務代理者

また、当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人または次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については買受適格として沖縄県知

事へ進達すること並びに当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人または次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することに決定しました。続きまして、整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号3番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、買受適格として沖縄県知事へ進達してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

職務代理者

また、当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人または次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号3番については買受適格として沖縄県知事へ進達すること並びに当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人または次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することに決定しました。次に、議案第53号について審議します。本件については、前回の総会において保留案件となっておりますので、事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第53号について説明いたします。議案書の27ページをお開きください。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請」については、1件の申請がございました。整理番号1番につきまして、議案書の30ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡橋名77番1、81番1、119番1、132番につきましては、先月の総会にて農地への原状回復が必要な転用地があるため、農地法第3条第2項第1号に該当するとして保留となっておりましたが、その後申請者より復元完了報告がなされ、農地への復元が確認できたことから、農地

法第3条第2項の各号に該当しないとして、許可相当ではないかと思われます。
以上です。

職務代理人 事務局より現場調査の報告と議案の説明が終わりました。これより議案の審議に入ります。本案に質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

(4番委員挙手)

職務代理人 當間康由委員、お願いします。

4番委員 別紙の写真のことですよね。

事務局 はい、お配りした写真のほうです。2ページ目のほうに。

4番委員 1枚目の529-2が耕されていなかったけれども、今は耕されているということが今の写真で分かるということですか。

事務局 はい。

4番委員 分かりました。

職務代理人 ほかに質疑ありませんか。
以上で質疑を終わります。これより採決します。
議案第53号について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理人 異議なしとのことですので、議案第53号については、許可することに決定しました。
次に議案第54号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の32ページをお開きください。
議案第54号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、1件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請

案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、37 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 497 番 5、497 番 6。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、我那覇地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。以上です。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 54 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 54 号については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、議案第 54 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 55 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の 39 ページをお開きください。

議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 836 番 1、836 番 4 及び 836 番 5。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、53 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 376 番、376 番 1 及び 376 番 2。転用目的は社会福祉施設。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 299 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、64 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 37 番 14。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については利用状況から特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha未滿の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により、特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと長嶺幼稚園と長嶺小学校です）が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により、特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により、特に問題ないと考えられます。

議案第 55 号について、説明は以上です。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。議案第 55 号は 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続きまして、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に協議第 17 号について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の議案の 65 ページをご参照ください。
協議第 17 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」。みだしの件について、令和 4 年 1 月 11 日付豊経建農第 663 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。
ページをめくっていただきまして、66 ページが豊見城市長より農業委員会会長宛ての照会文書の写しとなっております。
続きまして、67 ページの農用地利用集積計画（案）につきましては、主管課であります農林水産課の担当のほうから説明いたしますので、よろしく願いいたします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班、比嘉です。よろしくお願ひします。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思います。資料 67 ページお願ひします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は名嘉地 197 番 1 (2,162 m²) です。設定する利用権は使用貸借で、存続期間は公告日から 5 年間となっております。以上となります。

職務代理者 協議第 17 号について説明が終わりました。協議第 17 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

(4 番委員挙手)

職務代理者 當間康由委員。

4 番委員 賃料（年額）のところ为空欄ですけど、これは書き漏れですか。

事務局 使用貸借なので、年額は無料になります。

4 番委員 分かりました。

職務代理者 ほかに質疑ありませんか。
以上で質疑を終わります。これより採決します。
協議第 17 号について、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、協議第 17 号については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、ありがとうございました。


これで本日の農業委員会総会を終わります。ご苦労さまでした。

令和 3 年 1 月 25 日 (火)

午後 1 時 56 分終了

議事録署名委員

職務代理者

上原 啓一 

3 番委員

金城 敏満 

4 番委員

宮岡 康子 